介護保険法の規定による指定又は開設許可 を受けようとする介護事業者の方へ

生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定 又は開設許可がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受 けたものとみなされることになりますが、当該指定を不要とする旨の申出があ った場合には、この限りではありません。

ついては、介護保険法の指定又は開設許可申請の際には、生活保護の指定を不要とするか否かを確認するため、別紙1「指定介護機関(生活保護法)のみなし指定に係る確認書」を提出してください。

また、生活保護法の指定介護機関として指定が不要な場合(※)には、生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、別紙2の申出書を、指令書受領後10日以内に、下記まで提出する必要があります。

【申出書提出先】

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県福祉保健部保護・監査指導室保護班 電話 097-506-2619

- ※ 生活保護法の指定を不要とした場合には、生活保護を受けている方に対する介護サービスを行うことができなくなりますので、十分ご注意ください。
- 事業所が大分市に所在する場合は、大分市に問い合わせてください。

別紙1 (指定申請時等提出用)

指定介護機関(生活保護法)のみなし指定に係る確認書

介護保険の指定(許可)を受けた時は、

生活保護法の指定介護機関として

1	指定を受けます	2	指定を不要とし
			ます

- ※1 該当する番号に○をしてください。
- ※2 「2 指定を不要とします」に○をした場合は、指令書受領後 10日以内に、別紙2「申出書」を大分県福祉保健部保護・監査 指導室保護班まで提出してください。

平成 年 月 日

申請(開設)者				
(名称及び代表者氏名)				
申請(開設)者所在地	(〒	_)	
事 業 所 名 称				
事業所所在地	(〒	_)	
サービス種類				
事業聯合定又は指定(許可)年月日				
担当者名及び連絡先				
(TEL/FAX 番号)				
※介護保険事業所番号				

「※介護保険事業所番号」欄は、記入不要です。

	スチ
	レフトノ、

別紙2 (保護・監査指導室提出用)

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定に基づき、生活保護法第54 条の2第2項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨を申し出ます。

_	어디 사나는 스	0 h 11.		~	
1			所任地及(び介護保険事業所番号	
	名 所 在	称_			
	// · ·—	地 _			
	事業所看	子 —			
2	介護機関の	の開設者	るなび管理	者の氏名及び住所	
	開設者				
		•		法人名・代表者名及び主たる事務所の所在地を記載	
	名	称			
	住	所			
	◎ 管理者	_ の氏名	 及び住所		
	名	称			
	住	所			
		_			
3	当該申出	に係る旅	施設又は事	業所において行う事業の種類	
	/※ 指	定を不要と	する事業の種	類	
	事業の	種類			
				-	J
平成	年	月	日		
大	分県知事	殿			
				0	
			(PP = 11)	住 所	
		甲出者	(開設者)		

氏 名